



2025 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 v i s u m o
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 上 純
(コード番号：303A 東証グロース市場)
問 合 わ せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 見 城 壮 彦
TEL. 03-6822-4888

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングスについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2025 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券等が 上場されている金融商品取引所等
		直接 所有分	合算 対象分	計	
株式会社ソフト クリエイトホー ルディングス	親会社	53.01	—	53.01	株式会社東京証券取引所 プライム

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等との人的・資本関係

株式会社ソフトクリエイトホールディングス（東京都渋谷区 資本金 854,101 千円）は、当社の親会社であり、当社議決権の 53.01%を所有する筆頭株主であり、ECソリューション事業、ITソリューション事業を展開しております。

当社は、ソフトクリエイトホールディングスの企業グループの中でECソリューション事業に属しており、ビジュアルマーケティングプラットフォームの開発及び運営をしております。

(親会社グループとの取引関係)

ソフトクリエイトホールディングスグループとの取引については、当社の事業上の必要性及び取引内容の適正性を考慮して行っており、当該取引等以外の新たな取引は原則行わない方針であります。また、当該取引等については、年度初めの取締役会において年間の取引枠を設定し、承認しております。ただし、当該取引等の年間の取引枠設定の決議については、取締役会長 1 名が特別利害

関係者にあたるため、決議には参加しておりません。なお、当社の経営について第三者の立場から適切な意見ならびに助言を得るため、親会社代表取締役副社長 1 名が当社の取締役会長を兼務しております。

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
取締役会長 (非常勤)	林 雅也	・親会社 ㈱ソフトクリエイトホールディングス 代表取締役副社長 ・親会社の子会社 ㈱e c b e i n g 代表取締役社長執行役員	株式会社ソフトクリエイトホールディングスにおける経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット

当社は、親会社であるソフトクリエイトホールディングスより役員の兼務及び下記の取引が発生しているものの、事業活動を行う上で親会社からの承認事項等の制約はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を4名選任し、強固なガバナンス体制のもと独自の経営判断を行っており、当社の独立性は確保されております。

なお、親会社を有するリスクとしては、将来的に親会社の経営方針・事業戦略等に変更が生じた場合、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。メリットとしては、東証プライム上場企業のグループ会社であることにより、社会的信用が得られること等であります。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、同社からの兼務取締役が就任しておりますが、当社の取締役6名のうち同社の兼務取締役は1名と半数に至る状況にはなく、当社の責任のもとに事業活動及び経営判断に関する意思決定を行い、業務を執行しております。

従いまして、当社は同社から著しい影響を受けるおそれがなく、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

(4) 親会社等からの一定の独立性の確保

当社と同社とは、人的・資本的關係等において密接な関係にありますが、事業活動及び経営判断については、当社の責任のもとに意思決定を行い、業務執行をしており、一定の独立性が確保されていると認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当社と株式会社ソフトクリエイトホールディングスとの取引金額については、重要性がないため記載を省略しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主である㈱ソフトクリエイトホールディングスと営業取引が発生しておりますが、当社の事業上の必要性及び取引内容の適正性を考慮して行っており、当該取引等以外の新たな取引は原則行わない方針であります。また、当該取引等については、年度初めの取締役会において年間の取引枠を設定し、承認しております。

その他の関連当事者取引については取引の際に取締役会決議を必要としており、少数株主の保護に努めております。支配株主との取引については、当社より提供する、あるいは当社に提供される財・サービスが主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がなされており、少数株主に不利益を与えることがないよう適切に対応しております。

以上